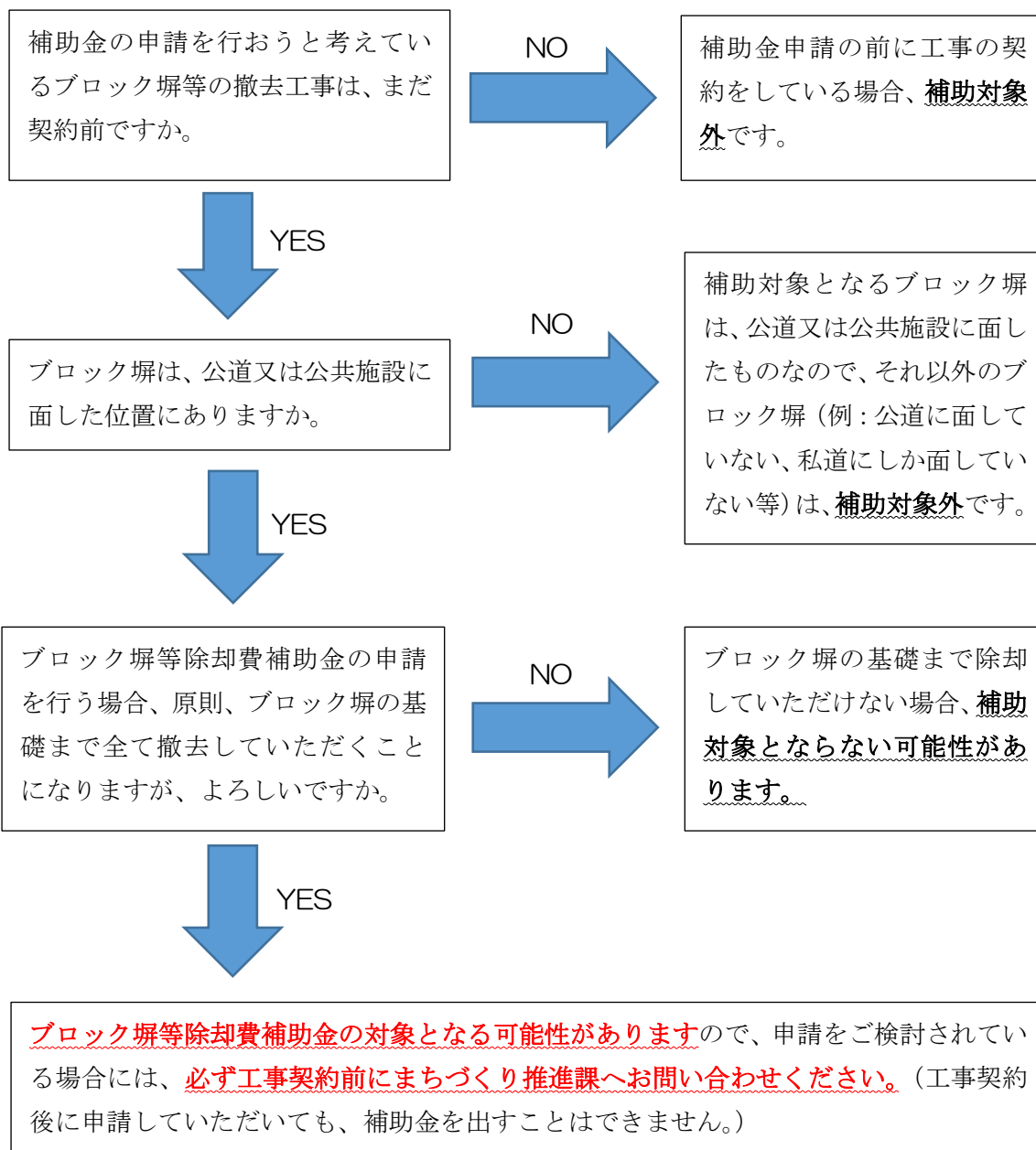


ブロック塀等撤去費補助金 簡易チェックシート



※ブロック塀等が面している道路の幅員が、1.8m～4m未満の場合、建築基準法第42条に規定されている2項道路に該当します。この場合、道路中心線から2m以内には工作物等を築造できません。遵守してください。

※上記チェックシートは、あくまでも補助金の対象となる可能性の有無について確認を行うためのものですので、全ての項目に該当していたとしても、必ず補助金の対象になることを保証するものではありません。そのため、詳細については補助金交付要綱を確認していただくか、まちづくり推進課へお問い合わせください。